金融犯罪に関するご注意

1. キャッシュカードの偽造・盗難について

盗難キャッシュカードや偽造キャッシュカードによる被害が多発しています。 次のような点にご注意願います。

(1)暗証番号について

- ○暗証番号に生年月日・電話番号・車の番号・番地・同じ数字等、容易に推測される数字を登録しないでください。
- ○暗証番号は、ATMもしくはお取引店の窓口で簡単に変更することができます。 推測されやすい暗証番号は、すみやかに変更してください。
- ○当金庫職員、警察官が店舗外もしくは電話で暗証番号をお尋ねすることはありません。他人には暗証番号を教えないようご注意ください。

(2) スキミングについて

「スキミング」と呼ばれる手口による偽造カード被害が急増しています。 これは偽造カードを作る目的で、磁気情報を違法に読み取る手口のことです。 空き巣や車上荒らしにおいても磁気情報のみを盗み取る可能性があります。 カードが盗まれていなくても、念のため通帳等でお取引内容をご確認ください。

(3) 出金限度額について

当金庫では1日の出金限度額を50万円(振込の場合は1日500万円)に設定していますが、口座毎にも1日の出金限度額及び支払い回数の設定ができますので、ご希望の方は窓口でお申し付けください。(ATMでも減額できます。)

2. 特殊詐欺について

特殊詐欺は巧妙化しています。最近発生している手口にご注意ください。

〇「還付金詐欺」

税金還付等に必要な手続きを装って被害者にATMを自ら操作させ、口座間送金により財産上の不法な利益を得る。

〇「架空料金請求詐欺」

未払いの料金があるなど架空の事実を口実として金銭等を脅し取る。

〇「預貯金詐欺」

親族・警察官・銀行協会職員等を名乗り、キャッシュカード交換手続きを装って通帳などをだまし取る。

○「キャッシュカード詐欺盗」

警察官や銀行協会職員等になりすました犯人が自宅を訪れ、被害者が目を離している隙に、キャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る。

3. 口座の不正利用について

金融機関の口座が不正に利用されるケースが発生しています。お取引は、お客さま自身で責任を持って管理してください。

4. スパイウェア等のコンピュータウィルスやフィッシング詐欺について

(1) スパイウェアについて

インターネットバンキングをご利用のお客さまで、スパイウェア等によりパソコンから暗証番号等が不正に入手され、預金が第三者に不正に振り込まれる被害が発生しています。

詳しくは、「スパイウェアにご注意ください」のページを参照してください。

(2) フィッシング詐欺について

金融機関に装った電子メールを不特定多数のお客さまに送付し、金融機関のもの に似せたホームページへ誘導して利用者番号や暗証番号等の重要情報を入力させ、 取得するという詐欺事件が発生しています。

詳しくは、「フィッシング詐欺にご注意ください」のページを参照してください。

5. 通帳・印鑑盗難による犯罪防止について

通帳・印鑑等が盗難されて不正に出金されるケースがあります。

通帳・印鑑は、別保管願います。

以上

<事故のお届けについて>

万一キャッシュカード・通帳・印鑑等を、盗難・紛失等されました場合は、直ちにお取引 店にお届け願います。

休日・時間外は06-6454-6631 (ATM監視センター) でお受けいたします。

令和5年8月 西兵庫信用金庫